資料編

目 次

◆関係法令◆	
①建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)	 1
②建築基準法(抜粋)	 5
③建築基準法施行令(抜粋)	 7
山形盆地断層帯マップ図	 8

◆関係法令◆

① 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域について は当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県 知事をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第 97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建 築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

- 第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又 はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力 を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるもの とする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

(基本方針)

- 第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

- 第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震 改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるもの とする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地 震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁 との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める 事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第14条第3号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、

又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行 障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不 適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関 する事項

- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通 過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難 とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物 の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐 震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第4号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者 (特定優良賃貸住宅法第3条第4号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再 生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建 築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物 の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとすると きは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきそ の建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとと もに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

- 第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震 診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定 めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する 事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項 から第3項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の 地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政 庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通 過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難 とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物 について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必 要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事 項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐 震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通 過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難 とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物 の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐 震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

② 建築基準法 (昭和25年法律第201号) (抜粋)

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

- 第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらな かった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付 けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれ も第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用 を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認め る場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の 猶予期限を付けて、当該建築物の除去、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用 制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。

建築基準法 別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

	(11)	(ろ)	(は)	(12)
	用途	(い) 欄の用途に供	(い) 欄の用途に供	(い) 欄の用途に供
		する階	する部分((一)項	する部分の床面積の
			の場合にあっては客 席、(二)項及び	合計
			(四) 項の場合に	
			あっては二階、	
			(五) 項の場合に	
			あっては三階以上の	
			部分に限り、かつ、 病院及び診療所につ	
			いてはその部分に患	
			者の収容施設がある	
			場合に限る。)の床	
		and the same of th	面積の合計	
	劇場、映画館、演芸 場、観覧場、公会	三階以上の階	二百平方メートル (屋外観覧席にあっ	
(-)	堂、集会場その他こ		ては、千平方メート	
()	れらに類するもので		ル)以上	
	政令で定めるもの			
	病院、診療所(患者	三階以上の階	三百平方メートル以	
	の収容施設があるも		上	
	のに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共			
(<u>_</u>)	同住宅、寄宿舎その			
	他これらに類するも			
	ので政令で定めるも			
	の一の大大大大学などのか	→ 7世 N. L. の7世	二千平方メートル以	
(三)	学校、体育館その他 これらに類するもの	二階以上の階 	上	
	で政令で定めるもの			
	百貨店、マーケッ	三階以上の階	五百平方メートル以	
	ト、展示場、キャバ		上	
	レー、カフェー、ナ			
(四)	イトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技			
	場その他これらに類			
	するもので政令で定			
	めるもの			
(7)	倉庫その他これに類			千五百平方メートル
(五)	するもので政令で定 めるもの		上	以上
	自動車車庫、自動車	三階以上の階		百五十平方メートル
(+)	修理工場その他これ			以上
(六)	らに類するもので政			
	令で定めるもの			

③ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

- 第14条の2 法第10条第1項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
 - 一 法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
 - 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第6条第1項第1号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が5以上で延べ面積が1000平方メートルを超えるもの

山形盆地断層帯マップ図

